

北日本図書館連盟事業功労者表彰要領

平成17年 2月18日制定

(目的)

第1条 この要領は、北日本図書館連盟規約第4条第1項第5号の規定による、図書館事業に功労のあった団体又は個人の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰対象者)

第2条 表彰は北日本図書館連盟構成員の推薦により、次の各号のいずれかに該当し、表彰が適當と認められる者に対して行う。

(1) 公私立図書館関係者で図書館事業功労者。

(2) 民間における読書普及又は読書指導の功労者。

(3) 加盟している図書館に20年以上勤務し、他に転任若しくは退職した者。勤務した期間が断続した場合は、合算した期間とする。

(4) 加盟している図書館の在職期間が30年以上にわたる職員。勤務した期間が断続した場合は、合算した期間とする。

(5) その他、図書館に対する功労者。

(被表彰者数)

第3条 各年度における被表彰者数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前条1号、2号並びに5号に該当する者については、各都道府県1団体若しくは1個人とする。

(2) 前条3号及び4号に該当する永年勤続者は、人数の制限はしない。ただし、既に表彰を受けた者については除くものとする。

(表彰方法)

第4条 表彰は北日本図書館大会の席上で行う。ただし、特別の理由があるときはこの限りではない。

(被表彰者の推薦)

第5条 北日本図書館連盟構成員は、表彰に該当する者があるときは、個人の場合は図書館事業功労者推薦調書（様式第1号）を、団体の場合は図書館事業功労者団体推薦調書（様式第2号）を作成し、各道県立図書館長あてに1部提出するものとする。

2 各道県立図書館長は、各道県分の推薦調書をとりまとめ、連盟事務局に1部提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は理事会において決定するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は理事長がこれを定める。

附 則

1 この要領は平成17年2月18日から施行する。